

消防職員の団結権に関する調査結果

平成22年5月

全 国 市 長 会

《 調 査 目 的 》

政府の「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」では、現在、消防職員の団結権のあり方について、労働基本権の尊重と国民の安心・安全の確保の観点に立ち、関係者の意見を聞きながら検討を行い、本年秋頃を目途にとりまとめを行うこととしております。

そこで、本会は、同検討会において本会の意見を反映させるべく、消防職員の団結権に関して調査を行い、以下のとおり取りまとめました。

《 調 査 期 間 》

平成22年2月23日（火）から3月12日（金）

《 調 査 対 象 者 》

本会政策推進委員会委員市長及び行政委員会委員市区長 （84市区長）

《 回 答 市 区 長 数 》

79市区長 （回答率：94.0％）

目 次

1. 地域における消防行政の評価について	1
2. 消防職員の団結権について	3
3. 消防団との関係について	13
4. 消防職員委員会制度について	18
5. その他 について	25

1. 地域における消防行政の評価について

問 1－1 貴市区における消防組織の活動は、地域住民にどのように評価されていると思いますか。

- ① 地域の安心・安全に貢献するものとして高く評価されている。
78市区長 (98.7%)
- ② 活動について課題があると見られている。 **1市区長 (1.3%)**
- ③ その他 **0市区長 (0%)**

問 1－2 (問 1－1 で①と答えた場合) 地域住民の評価は、消防行政のどのような部分により支えられていると思いますか。(複数回答可)

- ① 消防職員の献身的な貢献 **60市区長**
- ② 地域の消防団員による自主防災の取組 **56市区長**
- ③ 消防組織における統制ある活動 **56市区長**
- ④ 消防職員や消防施設・装備の専門的で高度な水準 **52市区長**
- ⑤ その他 (下記回答欄に具体的にご記載下さい) **5市区長**
 - 自主防災組織への防災訓練指導や自治会と連携した火災予防活動、更には市民に対する応急救命処置のPR活動と指導。
 - 24時間即応体制への安心感。
 - 災害防止協会、女性防火クラブ等の民間組織の活動。
 - 自衛隊、海上保安庁、警察との強固な関係づくりに向けた取組。
※消防局と陸上自衛隊、海上保安部、県警察による「災害救助技術合同研究会」を独自に立ち上げ、研究や訓練を重ねることによって、“顔の見える関係づくり”に取り組んでいる。
 - 地域における防災行事等の実施により住民の身近な存在として、地域内でのつながりを深めている。

問 1－3 (問 1－1 で②と答えた場合) 具体的にどのような課題がありますか。

- 合併後の市域は広大なものであり、常備消防の出張所、分遣所を設置し各地域への有事に備えてはいるものの、島嶼部を含め各地域の安全・安心は消防

団に依拠しているところが大きい。しかし過疎化・高齢化に伴い若い消防団員の確保が次第に困難となりつつある。

2. 消防職員の団結権について

問 2－1 現在、消防職員に団結権を付与することについて議論がなされていますが、消防職員の団結権についてどのように思いますか。

① 消防行政の向上に貢献すると思う。 12市区長 (15.8%)

② 地域の安心・安全の点で課題・懸念があると思う。

64市区長 (84.2%)

(※ 未回答 3市区長)

問 2－2 (問 2－1 で①と答えた場合) 具体的にどのような貢献があると思いますか。

1	・団結権の付与が消防組織の目的遂行を困難とするものではなく、消防職員も基本的人権が確保されることで、働く環境としての安全性が高くなり、職員の奉仕の意識と任務遂行意欲が更に向上し、職場の活性化につながる。
2	・消防職員へ団結権を付与することにより、職員一人ひとりの意思疎通が図られ、職員の資質向上と意識改革を行うことができる。
3	・団結権は憲法で労働者に保障された権利ですが、消防職員の団結権は地方公務員法で否認されています。消防職員の団結権の制限を無くし付与する動きについては、これまでの公務員の労働基本権の制限の歴史や公務の特殊性との関連、また単にILO等の国際労働基準に合致しないという点にとどまるものではなく、今後の公務員全般の労働基本権付与の動向に大きな影響をもたらすものとして、注視しなければならない課題であります。また、各消防本部に設置されている消防職員委員会の運営の動向や消防職員レベルでの団結権に関する勉強会「消防職員協議会」の活動も、今後の消防職員の団結権付与のあり方にも少なからず影響を与えるものと思います。 消防職員の団結権の付与によって、個々の消防職員自らが自分たちの労働条件に関する要求を行える当事者能力を持ち、さらなる住民の安心安全のために邁進しようとする消防職員個々の士気の高揚、そして明るい魅力ある職場づくりと消防行政の改善に寄与するものであれば、何らの制約を受けるものではないと考えます。
4	・職員の福利厚生や勤務体制、給与等について消防職員委員会のみでは対処ができない課題について団結権を有して、協議を要求することにより是正される課題もあると考えられる。

5	・消防職員の意識（責任感・使命感）の向上が期待できる。 ・現場活動力の向上が期待できる。
6	・職員と当局の交渉によって、勤務条件がより納得できるものになり、士気の向上につながる。
7	・労使が互いに協力する関係になり、消防行政や職場の民主化に繋がる。
8	・職員の職場環境の改善及び人材確保に役立つと思います。
9	・団結権の付与により、勤務条件をめぐり労使の対抗関係を生ずることも考えられます。 しかし、当該関係が直ちに公共の福祉に反するものではなく、労働環境の改善により市民の生命・財産を守る「消防」の組織力がより一層向上し、団結権の付与は肯定されるものと考えます。
10	・団結権の付与により、地域の安心・安全の点など消防使命の達成に悪影響を及ぼすものとは思えない。円滑な消防活動のさらなる実現に向け、職場環境や勤務条件などの積極的な対応が期待でき、魅力ある職場として人材確保も容易になるものと思う。
11	・消防職員の団結権問題は、昭和 40 年に日本が IL087 号条約を批准し、その後昭和 48 年に IL0 は日本に対し、「消防職員に団結権が認められるよう適切な措置をとるべき」との見解が出されて以来今日まで続く古くて新しい問題であり、また IL0 条約に関する国際問題であると同時にわが国の消防制度に関する国内問題でもある。 これまで団結権の付与が否定されてきた主な理由である「消防が警察に含まれる」とされた沿革や権限等、また指揮命令系統の確保などの当初からの論拠については現代的意義の検証が必要であり、また国民意識の動向や現在の消防活動や職場環境などについては現実的な観点で最新の問題として再考されなければならない。 そのため、広い視野から消防の現状に目を向け、公務員制度改革全般の中で消防の信頼向上と国民の利益や国際貢献に繋がるような建設的で活発な論議がなされることを期待する。

問 2－3 （問 2－1 で②と答えた場合）具体的にどのような課題・懸念があると思いますか。

1	・付与した団結権に制限を加えることが可能かどうかの判断もある。消防職員は服務規律の維持が災害現場などでの安全の確保に繋がり、被害を最小限に抑えることが出来るものと考えている。団結権と規律・部隊活動への影響の相関関係が課題となる。
---	--

2	・他の労働組合が介入し、本旨を逸脱することが懸念される。
3	・消防職員は、24 時間体制であらゆる災害等に出動し、住民の生命身体、財産の保護を目的とした組織であり、住民の安心安全には不可欠な組織であり、更に、災害の複雑多様化、大規模化により、消防に対する住民の期待は年々大きなものとなっていることも事実である。 - このような情勢にあって、消防職員は普段からチームワークを第一としながら活動しており、その指揮命令系統は絶対のものであり、団結権の付与することにより、悪くまとまった場合は指揮命令系統の断絶にも繋がり、地域の安全安心に課題が残るものである。 - また、職員の充足率を高められない現状において、団結権を付与することによる組合活動に係る人員の確保対策ができない現状である。
4	・指揮命令系統が乱れ、住民の安心安全を確保できない。
5	・災害現場における消防部隊活動は、厳格な指揮命令に基づく組織活動であり、労使間の関係がそのまま現場へ持ち込まれた場合、信頼関係や指揮行動が崩れる危険性がある。また、東京消防庁や政令指定都市などの大規模な消防本部から、職員数の少ない小規模な消防本部までを、ひとくくりで議論するのは非常に難しいことである。
6	・災害現場における消防活動は、厳正な規律と統制のとれた部隊活動が求められることから、消防職員に団結権を認めた場合、上司と部下の対抗関係が生じ、指揮命令系統に影響の生じることが懸念される。
7	・団結権の付与により、組合活動に伴う年休取得などで人員の確保が困難になったり、違法争議行為の発生の恐れがあるなど、高度な規律と統制を保持し、指揮命令で活動する消防の現場に少なからず影響が出るものと懸念され、地域の安心・安全の確保に支障を来すことが予想される。
8	・団結権が付与されることにより職場環境の改善が図られ、結果、消防行政サービスが向上する可能性がある一方、労使関係が規律と統制のとれた部隊行動に対し、何らかの影響をもたらすことも懸念される。
9	・団結権を付与することにより、労使関係が発生するイメージで考えると、消防職員間において、指揮命令系統を確保することが困難になったり、チームワークが乱れる懸念を感じる。 - 結果、地域住民の安全・安心に影響を与えることにつながり、信頼感を失う恐れが考えられる。
10	・消防職員は、分隊又は小隊単位で事務や活動をする事が多く、常にチームワークで仕事に当たっており、職員間の意思疎通が求められる職場です。 - 効率的な消防活動を行うために、厳格な階級制度に基づいて指揮命令が行われていますが、この中にいわゆる「労使」という新たな関係性が持ち込まれたとき

	に、部隊内の信頼関係やチームワークに本当に支障がないのかという点で不安があります。
11	・指揮命令系統が乱れ、住民の安全安心を確保できない。
12	・消防職員は、その職務上、国民の生命、身体、財産を守るという崇高な義務を負っている。そのため災害現場活動では、規律のある部隊編成のもと統制のとれた指揮命令系統により、一糸乱れぬ活動が不可欠になる。 団結権により、上司と部下の対抗関係をもたらし、指揮命令系統に支障が生じ、ひいては市民生活に悪影響を及ぼすことが懸念される。 ・災害現場活動を行う署(所)員は、有事即応の体制を確保するため、24 時間の交代勤務体制で署所において寝食を共にしており、こうした共同生活を円滑に保持するには良好な人間関係を作る必要がある。 団結権により、職員間相互において信条、意見の相違等により人間関係に亀裂が生じ、チームワークが乱れることにより消防活動の障害になることが懸念される。
13	・消防職員は、直接、住民の身体、生命にかかわる活動に携わっている。 その活動は、非日常的な災害現場で極めて迅速かつ専門的な判断のもと、現場指揮者による一元的な指揮体制によって、時には、職員の身を挺してチームとしての活動を行うことが求められている。 この意味においては、万一にも消防というチーム活動に齟齬が生じるようなことがあってはならないと考えている。 団結権の付与については、その結果として必ずしも管理的職員とその他の職員との間に対立的な関係を生じるものとは考えていない。しかし、消防という同一組織の中であって、管理的職員を含まない新たな組織が構成されることは、紛れもない事実であり、消防という組織を二分する新たな関係が生じることとなるのは必然である。 結果として、この両者間に不自然な関係が生じた場合には、災害現場での活動に大きな影響を生じることが強く懸念される。 また、警察官に団結権が付与されていない現状において、より住民の身体、生命に直接かかわるチーム活動が求められている消防職員の団結権付与については、極めて慎重であるべきと考える。
14	・消防職員は、災害現場で、崇高な任務意識と権限を持ち、厳正な規律と統制ある迅速果敢な部隊活動が常に求められている。仮に団体権が付与されると、上司と部下の対抗関係をもたらし、現場活動での指揮命令の統率が乱れることが予想され、市民生活に悪影響を及ぼしかねない。
15	・消防職員に団結権が付与された場合、これまでの政府の考え方にもあるように、消防活動にあたって、これまでどおり上命下服の服務規律が維持され、厳正な規

	律と統制の取れた部隊活動が実践できるのか懸念がある。
16	・消防活動にあたっては、常に厳正な規律と統制のとれた迅速で果敢な部隊での活動を求められており、団結権を認めた場合、上司・部下の間で対抗意識が生まれ上命下服の服務規律を維持することが困難になるのではないかと懸念する。
17	・命令、服従関係が効かなくなること。
18	・団結権の行使によって消防が機能しない事態となれば、市民の安全安心の暮らしを大きく脅かすことになるため。
19	・消防には、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体、財産を災害から守るという使命が課せられているものと考えます。団結権が付与されることにより、上司と部下の関係に亀裂が生じたり、部隊活動に支障をきたすことがあってはならず、これこそがまさしく市民サービスの低下となることが懸念されるところである。なお、消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関する事、職務遂行上必要な被服及び装備品に関する事、設備、機械器具その他の施設に関する事についての意見は、消防職員委員会に毎年多数提出され、委員会において審議し、改善が図られているところである。
20	・消防職員は、法の定めにより国民の生命、財産を守る義務を負い、その具体的な活動(労働)にあたっては、厳正な規律と統制の取れた迅速果敢な部隊行動が常に求められている。 指揮命令系統の確保・組織秩序の維持という観点から労働基本権の制限が不可欠であり、一般業務と一律に規定することはできないものとする。
21	・消防職員の現場活動は、指揮者の下で、規律と統制のとれた部隊運用及び部隊活動が求められていることから、団結権を認めることにより、上司と部下の対抗関係や服務規律の維持が困難になることが懸念され、指揮命令統制が混乱することが思慮される。
22	・消防活動にあたっては、厳正な規律と統制のとれた迅速果敢な部隊活動が、常に求められるため、団結権を認めることにより上司と部下の対抗関係をもたらす、上命下服の服務規律を維持することが困難になることが予想されるため、地域の安心、安全が守られなくなるのではないかと懸念する。
23	・消防職員は、災害活動において厳正な規律と統制ある迅速確実な部隊行動が常に求められているが、団結権を付与した場合は、上司と部下に対抗関係が生まれ、規律の保持に支障が生じ、消防活動に悪影響を及ぼすことが考えられる。
24	・消防職員は、その職責上、市民の生命、財産を守るため、一身に危険を顧みず職務を遂行する義務を負うものであり、組織が一糸乱れず任務を遂行するためには、とりわけ厳しい服務規律、上命下服の規律を維持することが必要である。 団結権については、勤務条件等をめぐり労使の対抗関係をもたらすものであり、とりわけ厳格な服務規律を確保する消防職員にとって望ましいことではない

	と考える。
25	・緊急時の対応の遅れや組織力の低下を招く恐れがある。 ・団結権イコールストライキということではないにしても、消防組織内に要望する側と受ける側とが存在し、その意見の違いにより系統だった指揮命令や部隊運用に支障が出ることは十分に考えられる。
26	・消防の使命を考えれば、国民・県民・市民の安全・安心の上に成り立つ。行政が理解を示し、職員が理解すれば良いことであり、団結権を付与する必要はない。
27	・消防職員に非現業職員と同様の団結権及び団体交渉権を付与することにより、福利厚生面、勤務時間及び訓練時間等の短縮などの要望の増加が予測され、職員の権利のみが主張されるとともに訓練等が疎かとなり、ひいては、地域の安心・安全に関し懸念があると考ええる。
28	・消防職は、市民の生命、財産を守るため、緊急時に統制のとれた迅速な活動をしなければならないが、団結権が認めることにより、上司から部下への命令系統に支障を来すおそれがあり、結果として円滑な活動に影響を及ぼすおそれがある。
29	・組合活動を通じて労働条件など職員間で考えの違いが露骨に出ることによって、職員一人ひとりの士気や、チームワークの低下が懸念される。
30	・日本と外国の消防における詳細な業務内容を把握していないが、ILOの87号条約を締結している国において、消防職員の団結権を付与していないのは、日本だけと認識している。日本の消防に団結権が付与された場合、労働基本権の回復はもとより、職場環境の改善や有能な人材確保には資するものと思われる。 - しかし、消防職員は厳格な階級制度により、常日頃の訓練や災害現場の非常に厳しい条件の中で効率的な部隊活動を行っている。また、災害現場での活動に際し、最も重要なのは指揮・命令とともに、チームワークによる部隊活動であるが、団結権が認められた場合に上司と部下との対抗関係や権利が発生することで、従来から訓練等により築き上げたチームワークによる信頼関係が損なわれ、上命下服の服務規律が乱れ、職務遂行に悪影響を及ぼすと思われる。
31	・上命下服の指揮命令系統に支障が生じかねない。
32	・消防業務には指揮命令系統がしっかりしているべきであり、指揮者と職員との意識の分団につながる懸念がある。
33	・消防職員の職責は、市民の生命財産を守るため、一身の危険を顧みず職務を遂行する義務をもっている。その任務を達成するためには、とりわけ厳しい服務規律や上命下服の規律を維持しなければならない。そのことは、警察官、自衛官、海上保安庁職員と何ら変わらない。従って、消防職員の団結権を考える場合は、消防職員だけではなく、公安職全体として、団結権の是非を論ずる必要がある。

	また、団結権の付与は消防職員や消防組織の規律に大きく影響を及ぼすものとする。本市の場合、消防組織法に規定されている「消防職員委員会」は年1回開催で形骸化しており、消防職員委員会とは別に、「協議会」と称する任意の組織が結成されており、消防職員の労働条件は協議会で実質的に論じられている。 この「協議会」は職員団体と密接に関連し、協議会の場が事実上の団体交渉とも言われかねない実態になっており、そのことにより、消防当局と協議会の関係が、上司と部下の关系到直結し、いわゆる労使の対抗関係につながっている。 加えて、本市の職員団体は、労働組合の政治活動として活発な政治的活動も展開している。 これらのことから、消防職員に団結権を付与することは、本来の任務を全うするためでなく、勤務条件をめぐっての労使の対抗関係をもたらすことにしかなりかねないし、本来の使命感よりも、権利意識に走ることとなり、ひいては労働三権の付与に拡大する可能性を持っていることから、極めて慎重な論議が必要である。
34	・指揮者の下で部隊運用している職場であるため、団結権を付与した場合、現場でどういう影響が出るのか危惧される。
35	・消防職員に団結権が付与された仮定の中でその影響を考えることになるが、消防は常に厳正な規律と統制により部隊活動を行っている。団体への加入状況や組織に与える影響力等にもよるが、上下間で対抗関係が生じた場合には、部隊活動の指揮命令権が分断され、消防活動に影響を与えることも懸念され、そのような場合、住民の方々に大きな損益を与えることになると思われる。
36	・現在、グローバル化による消防職員への団結権の付与について協議されているところであるが、災害現場での消防活動においては、厳正な規律と部隊行動が求められる。団結権が付与された場合、部隊活動において、階級構造や指揮命令等職務遂行に影響を及ぼすことが懸念される。
37	・厳しい規律が求められる消防組織において、指揮命令システムの確保・組織秩序の維持という観点から、団結権の制限は不可欠であると思います。
38	・災害現場活動は規律ある部隊編成のもと統制のとれた指揮命令システムにより一糸乱れぬ組織活動が必要である。 団結権を認めることにより、労使、上司部下の対抗関係がもたらされ上命下服の服務規律を維持することが困難となり指揮命令システムに支障を来すこととなり組織力が脆弱化することを懸念する。 また、団結権、団体交渉権、団体行動権は不離一体のものとの見解もあり、団結権が認められればいずれ団体交渉権、団体行動権へと拡大していくのではと懸念する。
39	・「第1回消防職員の団結権のあり方に関する検討会」説明資料2、7～8頁（消

	防職員の団結権に関するこれまでの政府の考え方)と同じです。加えて、団結権を認めなくても、消防職員以外の市職員に準じた待遇が保障されており、団結権を認めてさらに待遇改善を図る必要性は感じられません。
40	・現時点では、団結権の付与による市民への具体的な影響が判然としないこと。 また、消防活動が部隊活動を基本としていることから、服務規律の維持など組織統制上の問題は否定できないと思われる。但し、総務省が今年1月に「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」を設置し、消防職員の団結権のあり方について労働基本権の尊重と国民の安心・安全の確保の観点に立ち、関係者の意見を聞きながら検討を行うという新たな動きを否定するものではない。
41	・専門的な技術・知識の修得。 ・非常時の統制のとれた行動ができるのか。
42	・災害現場活動において、管理職と部下との立場の違いから、指揮命令等の統率が乱れることが懸念される。
43	・警察組織と同様に、完全なる指揮命令系統が求められ、かつ緊急性を要する消防業務において、職員間（管理職と一般職）が労使交渉を行うことは、自治体消防が発足して60年余にわたり保たれてきた信頼関係と規律が乱れ、職務の遂行が困難になり、地域の安心・安全に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。
44	・自身の権利が優先されることがある。
45	・組合活動等を消防職員が当局に強く働きかけることにより信頼関係が崩れた場合、災害現場活動での指揮命令系統も崩れる可能性があると考えられる。
46	・指揮命令系統の確保を保持していくことに、課題が発生すると思われる。 指揮命令系統の中に、対立的な区分が発生すると、伝達力が低下し、市民生活等に悪影響を及ぼしかねない。
47	・人命救助に係わる有事の際の指揮命令系統及び責任問題等について。
48	・消防職員に団結権を付与した場合、経済的条件等の交渉で勤務条件の改善が図られることにより、職員の士気高揚や心的繋がり の充実 は期待できるが、消防職員には特殊環境下において任務を達成するため、厳しい服務規律・上命下服の規律維持が求められていることから、労使交渉時の対抗関係というものが、災害等に対応する際の指揮命令系統に影響するのではと危惧する。
49	・消防職員は規律のある階級制度のもと、災害現場等では厳格な指揮命令系統を確立し、消防活動に従事しています。また、消防活動は、チームワークが最も重要になるといえ、指揮命令系統の確立と、チームワークの樹立は消防活動の基本となるものです。 消防職員に団結権が付与された場合、労使協議等により職員間に軋轢が生じることも想定され、それが原因となり、消防活動における指揮命令系統やチームワークに影響を及ぼすこととなり、消防活動の質の低下が懸念されます。

50	・権利の主張のみが強くなり、国民の生命・財産を災害から守るという使命感が希薄になることが懸念される。また、階級による上命下服の服務規律を維持することが困難になることも懸念される。
51	・これまでの政府の考え方にもあるように、消防活動に当たっては、厳正な規律と統制のとれた迅速果敢な部隊活動が常に求められているため、団結権を認めるのであれば、職員が服務規律をどう維持していくかなどを十分に検討する必要がある。
52	・団結権を付与すれば、上司と部下の対抗関係をもたらし、服務規律の維持が困難になることが予想され、迅速果敢な消防活動等が求められる国民生活に悪影響を及ぼしかねない。
53	・警察官、自衛官と同じように一途の命令のもと行動しなければならない。別途の指揮系統があっては、迅速な任務遂行に支障がある。
54	・上司と部下の対抗が生まれ、指揮系統が乱れる恐れがある。 ・消防職員に対する住民の信頼感を損なう恐れがある。 ・予算上や事務処理上の負担が増加する。
55	・一般行政職では、実質的に交渉権が認められている現状 消防組織には、「消防職員委員会」が設けられており、実質的にも十分に機能している現状があることから、敢えて団結権を付与する必要性については疑問がある。 日本の消防が、ILO87号条約第9条の「警察」に含まれるとするなら、自衛隊や警察、海上保安庁などと切り離し、消防職員の団結権のみ議論するのは如何か。 また、組合に加入している、していないといったことがきっかけで、階級制度や職員と団員間の絶対的な信頼感と連携により実施している消防活動の統制が乱れ、結果として、活動連携力が低下する恐れがあるのではないと思われる。 ・消防に寄せる安全安心機関であるとの国民意識が低下し不安感を助長 活動連携力が低下すれば、国民に不安感を抱かせ、救急制度や消防団制度の確立などによって信頼を得ることとなった自治体消防の“安全・安心の要”という国民意識が崩れる恐れがある。
56	・防火・防災等は時を選ばず、いつどこで発生するか予測し難いものであり、住民の生命・財産を守ることが最大の使命である。指揮・命令の下に活動することを優先する。
57	・本来の消防職員の業務が確保されたうえで 団結権が行使できるかが課題である。
58	・消防職員は、火災等の現場で、火災の鎮圧や人命救助などの危険な業務に従事しています。効率的な消防活動を行い、職員の安全を確保するためには、確固とした指揮命令系統を備えた体制が必要です。

	消防隊等は、隊長以下の部隊で活動しており、職員に団結権を認めることにより上司と部下の対抗関係をもたらし、部隊内の信頼関係や上命下服の服務規律の維持が困難となることが予想され、部隊活動等の業務遂行に支障を及ぼすことが懸念される。
59	・ 職員の服務規律の維持が困難になる可能性あり
60	・ 消防は部隊活動を基本とし、階級制度により担保される規律と統制によって常に即応の体制を確立しておく必要がある。 そのため、住民の生命、身体及び財産の保護を使命とする消防の目的から考えた場合、もし、上司と部下の対立が生じ、規律の維持が困難となることがあるとすれば、消防活動に支障をきたし住民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。
61	・ 団結権については、労働者の権利であり、消防職員に対する付与について、現在も議論されていることは承知しているが、国内においては、いまだ付与されておらず、今後の課題であると認識している。 団結権付与についての課題、懸念については、具体的なものは考えていない。
62	・ 団結権を得たことにより、上司、部下の関係が崩れ、統制が取れなくなる。 ・ 団結しなかったものが爪弾きになり、人間関係の悪化から24時間態勢の勤務に影響が出る。 ・ 中間管理職が板挟みになる可能性がある。
63	・ 団結権の付与により、処遇改善に向けた職員の様々な要望等が増加していくことが予想されるが、これがすべて汲み入れられない場合、職員のフラストレーションが溜まっていくこととなる。 その結果、職員の士気が低下し、現場で隊として活動する連携力、チームワークに支障を及ぼしていくことが危惧される。(上司の命令に適切に従わない、積極的な行動、判断をしないことなど)

3. 消防団との関係について

問 3－1 消防は、消防本部等の常備消防と非常備消防の消防団に支えられておりますが、消防職員の団結権について、消防団との連携等からどのように思いますか。

① 特段の課題・懸念はないと思う。 **36市区長 (46.2%)**

② 課題・懸念があると思う。 **42市区長 (53.8%)**

(※ 未回答 1 市区長)

問 3－2 (問 3－1 で②と答えた場合) 具体的にどのような課題・懸念があると思いますか。

1	・消防団員は自己を抑制して義勇奉仕の精神で消防活動を行っており、消防職員が団結して権利を主張すれば、今までの堅固な信頼関係が保てなくなると、懸念される。
2	・人員確保の問題や違法争議行為の発生により、現場活動に支障を及ぼすこととなれば、消防団との連携にも支障が生ずると思われる。
3	・消防職員と消防団員は、厳格な規律による活動体制を共有しているが、消防職員に団結権が付与されることにより距離感が発生し、連携に影響が出ることが懸念される。また、高いボランティア意識を源として活動している消防団員の意識にマイナスに働く可能性もある。
4	・ボランティア精神によって、予防消防に日々活動している自治体消防団や、自主的な防災組織などとの良好な連携関係の維持が図られなくなることが懸念される。
5	・常備消防に団結権を認め、非常備消防の消防団に認められないことは連携の上で問題が生じる。
6	・常備消防と消防団は、車の両輪の関係であり、消防活動に必要不可欠なパートナーである。しかも消防団は、地元有志によるボランティア精神に支えられたものであり、地域住民と常備消防をつなぐパイプ役も担っている。 消防団員は、消防職員とともに地域の安全を守るという精神があるからこそ、常備消防に協力しているところがある。 団結権により、一部の職員が組合活動等に力を入れすぎるあまり、本業がおろそかになるようなことがあれば、両者の信頼関係や協力関係が薄れることが懸念される。

7	・消防団の災害現場活動は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとしてされており、常備消防と併せて地域の災害現場活動の両輪を担うものと考えている。 前述の「問2-3」で回答したような影響が懸念されることから、常備消防の指揮体制が乱れたとすれば、消防長又は消防署長の所轄の下に行動する消防団の活動にも大きな影響を与えるとともに、統制を失った災害現場活動の結果、消防団員にも無用の人身事故等の発生が危惧される。また、常備消防と消防団との連携においても統制を失うこととなり、災害現場での有機的な活動が阻害されることが懸念される。
8	・当市においては、消防団の役割は大きく、人数の少ない常備をカバーしてもらっている現状がある。年2回、市をあげた総合訓練を実施し、指揮統制に努めているが、消防職員の団結権付与により職員自体のチームワークが崩れてしまうと、現在緊密に機能している常備と非常備の信頼関係が崩れ、有事の際の連携がばらばらになってしまうのではないかと懸念される。
9	・消防団は、非常備消防として、他に生業を持ち、その活動は郷土愛やボランティア的使命感に基づいている。 そのような中で、常備消防の消防職員の中に当然の権利として「団結権」を行使する者が出てくることになれば、連携のみならず消防団の士気にも影響すると思われる。
10	・消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動する（消防組織法18条）とされている。このため、消防本部等の常備消防が機能しなくなれば、当然に消防団も機能不全に陥ると思われる。
11	・常備消防と非常備消防は、消防活動において密接に連携しているため、消防職員に団結権を付与した場合に懸念している指揮命令系統の確保・組織秩序に乱れが生じた場合、相互に連携し一丸となって対応しなければならない大規模災害等の活動に大きく影響する。
12	・消防団は、本業を持ちながら「自分たちのまちは自分で守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍している人たちが集まる、市の消防機関の一つとして設置されている。 その消防団の現場における消防活動は、消防長又は消防署長の所轄の下で行動するとされており、団結権による労使の対抗関係により、その両者の連携に支障をきたす懸念がある。
13	・ボランティアとして業務に当たっている消防団（員）の士気の低下を招きはしないか。
14	・地域防災の要である消防団は、平常時には地域特性を生かしたきめ細かな防火防災活動、有事発生の際は常備消防の側面支援など、常備消防のみでは対応しき

	れない部分を補完する重要な立場にあり、このことから常備消防である消防局と非常備消防である消防団は常に一体となって活動している。 必ずしも起こるわけではないが、消防職員の団結権によって組合が誕生し、その組合に政治色が出てきた場合の影響が懸念される。
15	・本市の消防団は、多団制により 21 団、108 部、定員 1517 人で構成している。 消防団員は生業を持つ傍ら地域の消防団に属し、火災や風水害等の災害において、昼夜を問わず献身的な活動を行っている。しかし、近年では定員の確保に苦慮する地域や、サラリーマン化率の上昇により、平日昼間の出勤率は低下をしているのが現状である。このような状況は本市だけでなく全国的な傾向になっており、機能別消防団員制度や消防団員協力事業所表示制度を導入する等の対策が講じられている。 こうした状況の中で、消防職員に団結権が与えられたとすると、職場環境や勤務条件等は将来的に改善されると思われるが、非常勤特別職の地方公務員とはいえ奉仕制の強い消防団員との福利厚生や処遇面は今まで以上にバランスが崩れることで、相互における連携活動に支障を来す恐れがある。もともと消防団員は単独で活動することは殆どなく、常備消防の所轄下で活動することを主としており、相互の連携した訓練や災害活動に際しての支障を懸念する。
16	・都市部または都市近郊部においては、時代の変化とともに消防団員の意識が大きく変化してきており、現行の法制下では、非常勤特別職が労働組合を結成し、労働組合に加入する制限がないことから、消防職員に団結権を付与することによって、問 2－3 で答えたように消防職員への課題や懸念と同様の影響が出る可能性がある。
17	・現場でどのような影響が出るのかは不確定であるが、生業の傍ら地域の安心安全のために崇高な意識を持って活動されている消防団員の理解が得られるか重要課題である。
18	・消防職員と消防団員は、常に良好な形で連携することが望まれる中、消防職員に団結権が付与され、直接的な消防団との連携の影響はわからないが、災害活動など命に関わることから、特にチームワークが重要であり、団結権が付与されチームワークが乱れ、信頼関係も損なわれた時、外部の消防団との連携もうまく行かないなどの影響を懸念する。
19	・消防団についても、災害時の活動は、厳正な部隊行動により統制され、また消防長、消防署長の所轄下で行動することから、消防職員に団結権が付与され、指揮命令に支障をきたすようなことがあれば、常備消防と連携して災害活動に従事する消防団の部隊行動にも影響を及ぼすことが懸念される。
20	・厳しい規律が求められる消防組織において、指揮命令系統の確保・組織秩序の維持という観点から、懸念を感じます。

21	・消防職員が団結権をもとにその権利を強く主張するようになれば、片や地元有志によるボランティア精神に支えられ活動している消防団との間の連帯感、協力関係は破綻するのではと懸念する。
22	・消防団は、基本的に市民の自発的意思によって支えられています。これに対し、消防職員に団結権が付与され、労働⇄対価の側面がより強調されるようになれば、消防職員と消防団のカラーに差異が生まれ、両者の信頼関係を構築しにくくなると考えられます。
23	・指揮・命令の伝達。
24	・消防団はボランティア精神、郷土愛護精神により献身的な活動を行っていると思われていますが、一方で常備消防で権利闘争しているとなると消防団とのこれまでの良好な関係が崩れるのではないかと心配します。
25	・地元有志のボランティア精神で支えられている非常備消防の消防団と強い信頼関係を保ち、連携して現場活動を実施しているが、団結権付与に伴い、信頼関係が薄れ、地域防災力が低下するおそれがある。
26	・ボランティアの面が強い消防団員からみて、自身の権利を主張する者との連携は抵抗感がある。
27	・消防職員が組合活動を行い、その権利を強く主張した場合、地元有志によるボランティア精神を基に活動している消防団員は不快に感じるとともに、協力関係に溝が生じ、一体的な活動に支障を来すのではないかと危惧する。
28	・消防の両輪である消防団とは、主に災害活動があるが、災害活動において消防団は常備消防の傘下に入る。 そういった中で、消防の指揮命令系統の中に上司と部下の対立的な区分が発生すると、団活動にも支障が出てくる懸念があると思われる。
29	・現在常備消防職員は、その処遇は人勤制度により支えられており、かつ全国レベルの処遇水準となっている。しかし、地方においては、地元の給与・処遇水準よりもかなり高い水準となっており、そのような安定した状況にありながら更に団結権を付与することについては、ボランティア精神により非常備職員として献身的な努力をしている立場からすれば、疑念を感じているのではないかと懸念される。
30	・常備消防と消防団は車の両輪に例えられるように、消防活動では常に相互の連携が求められている。常備消防による団結権の行使によって、互いの信頼関係を喪失しないよう十分な配慮が求められる。消防団員の勤務条件や身分保障についても、必要に応じ常備消防に併せて改善を進めていく必要があると思われる。
31	・過去に、消防職員に労働組合が組織されたら、消防団が市の消防行政に協力しないことを決議した経緯がある。
32	・消防団員のボランティア精神の希薄になることが懸念され、また、災害などの緊急時に消防職員との協力関係が疎遠になることが懸念される。

33	・常備消防と非常備消防の連携により地域消防を支えているが、団結権を付与することによって上司と部下の対抗関係をもたらし、この連携悪化が懸念される。
34	・消防団との連携が、複数系統になる。
35	・消防団や住民自主防災組織は住民のボランティアで成り立っている。 常備消防とのギャップが生じれば、地域防災水準の維持に困難を生じる恐れがある。
36	・現場活動における職員と団員の連携が図られない 職員、団員それぞれは、同じ公務員としての行動規範が求められる中で、職員が団結権を有した場合には、今以上に処遇に格差が生まれることで、職員と団員の意識や考え方の違いが顕著になり、即断実行を求められる消防活動の連携に支障が出るのが懸念される。 ・市民・消防職員・消防団で作る総合的な防災体制に影響 本市は全国に先駆けた機能別消防団を採用し、自主防災組織の結成を進めてきた結果、その結成率も99.9%となり、さらに、防災士の育成強化などでも退職消防団員の協力を得ながら強化中である。 こういった中での団結権の付与は、職員と消防団という立場の違いを鮮明にし、市民を含めた相互の信頼関係が崩れる恐れがある。
37	・消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動することから、連携活動に支障を期すことが懸念される。
38	・消防団の統制や連携・連絡体制について不安が残る。(有事の際はそんなことはないと思うが)現場での本部からの命令等に不安あり。
39	・災害現場に限らず、日頃より消防団と連携し活動することからも、常備消防における規律の維持が確保できないこととなれば、消防団との連携に何らかの影響はあると考えられる。
40	・今後の課題であると認識しているが、具体的なものは考えていない。
41	・消防団員の処遇改善を目的に、職員に準じた団結権的なものを要求される可能性が高い。 これにより、常備消防との関係、連携の悪化が懸念される。

4. 消防職員委員会制度について

問４－１ 現在、全ての消防本部においては、消防職員委員会が設置されておりますが、現在の消防職員委員会制度についてどのように思いますか。

- ① 有効に機能している。 **６９市区長（９２．０％）**
② 十分な効果を挙げていない。 **６市区長（８．０％）**
(※ 未回答 ４市区長)

問４－２ （問４－１で①と答えた場合）具体的にどのような役割を果たしていると思いますか。

1	・消防職員からの幅広い意見を求める場として、委員会本来の趣旨である消防職員の勤務条件、被服、装備品、設備、機械器具等に関するものについて、十分審議され、その機能を果たしていると思う。
2	・財政的なことはあるが、職場内の環境向上につながっている。
3	・消防は、２４時間体制で活動していることから職員の意見を広く求め、それを改善することにより消防体制の強化につながっている。
4	・消防職員委員会において、職員からの意見がくみ上げられ、給与品、貸与品の品目追加や変更が行われており、その機能は果たされているものと考え。 本来、職員委員会では職員の給料等の処遇改善に関してもその役割を持っていると考えているが、地方財政が逼迫している中では、職員からもそれらの意見は出ていないところであり、当市の消防本部においては、現行の職員委員会において、職員の意見が処遇等に反映されている状況にあり、その機能が果たされているものと考えている。
5	・職員の意見の聴取及び反映。
6	・職員からの意見を広く求めることにより、職員間の意思の疎通がはかれる。また、職員の意見を反映し易くすることにより、職員の士気が高まる。
7	・職員から消防職員委員会に対しての提案や意見は毎年５～６件あり、委員会での活発な議論の上で審議され、消防長に対する意見として提出されている。 特に委員会から「実施することが適当である」とされた意見については、できる限り必要な予算措置や調整を行い、執務環境の改善や職務遂行上必要な被服や装備品の充実に努めており、消防職員の意見が反映されていると思われる。
8	・職員の勤務条件等に対する意見をくみ上げ、職場に反映するなど、団結権に代わる果たしているものと考え。

9	・現場の実情をより反映した意見提案により、様々な事項が改善されている。予算措置を伴う意見が多く、厳しい財政状況においては実施困難なものもあるが、消防職員の職場環境の改善に一定の役割を果たしていると思われる。
10	・消防職員委員会は、平成8年10月の創設以来、すべての消防本部に設置され、消防職員の意思疎通や職員個人等から提出された意見によって待遇・職場環境の改善や装備品等の向上に寄与し、職員の士気を高めるのに十分な役割を果たしているものと認識しています。
11	・消防長のもとで、規定に則り、「勤務条件及び厚生福利」「職務遂行上必要な被服・装備」「設備・機械器具」などに関して、毎年度上半期に1回開催し、十分機能を果たしており、職員の士気高揚につながっている。
12	・消防職員の警防活動面、生活環境、勤務条件について、消防職員委員会制度を活用し、改善等が図られており、団結権に替わるものとして役割を果たしているものと考えます。
13	・ 職員の意見を聴取できる。 ・ 職員の意見を消防長が施策として反映できる。 ・ 意見を職員が共有できる。 ・ 幅広い範囲の意見を審議できる。
14	・市町村合併した平成17年以降、30件の意見提出があり、委員会での審議で、「実施が適当」「諸課題を検討」との審議結果は14件(約47%)であった。その内の9件(約64%)が実現に至っているとのことである。 このことからこの委員会は、消防職員間の意思疎通が図られ、消防事務に職員の意見を反映しやすくなり、職員の勤務条件や装備品等の向上が図られるなど、団結権の代替的役割を果たしていると考える。
15	・ 勤務時間外の負担を減らす。(非番、週休者の活用を見直す。) ・ 現場活動を行うための装備品の見直し(装備品の軽量化等)。
16	・消防職員委員会については、民主的な手法により、十分に相互理解を深める機会として、また、職員の職場環境改善という観点からも有効、かつ十分に機能しているものと考えている。
17	・消防職員の意見や提案を集約、審議し、予算に反映することで、安全で適切な業務環境を確保している。
18	・毎年、消防職員委員会より出た意見等を、消防長より報告を受けている。予算化できるものは極力予算化して実施している。
19	・職員の主張に対する当局の考えが説明されるなどの話し合いの場になっており、不満の解消につながっている。
20	・組織が一体化となり、意見の提出・検討・処置回答を行うことにより、職場環境の向上・改善に成果を上げていると考える。

21	・職員の意見が直接提出できる制度であり、審議結果等も職員に公開されていることから有効に機能していると思う。
22	・消防職員委員会においては、職員から自由闊達な意見が提出され、委員会にて審議後、その審議結果を職員へ周知していると聞いており、「実施が適当である」と処置された意見については、早急に対応し、装備品の整備等金額が高価になるものについても、年次計画を策定し、対応するなど有効に機能していると思慮される。
23	・平成8年度法施行から現在まで、職員からの意見をできるだけ幅広く求めたことにより多数の意見が提出されております。 職員の意見が委員会へ提出され、この意見が実現化することにより職場環境改善がなされておりますので、現在の委員会制度が有効に機能しているものと考えられます。
24	・消防職員から、消防職員委員会へ活発な意見が提出され、消防職員委員会委員も精力的に提出された意見の審議にあたり、具現化した事例も数多くあることから本制度は有効に機能していると考ええる。
25	・消防職員委員会は、消防組織法に規定された制度であり、消防職員自らが日頃の勤務環境を考える点で評価できる。 提案された意見については、職員の代表者が意見を取りまとめ、消防職員委員会で審議され、消防長へ提案するものである。現在、消防事務の円滑な運営が維持されている背景には、この制度の役割が大きいと考えている。
26	・消防職員の意見を反映しやすくする制度であり、職員の士気を高めることにもつながっていると思う。
27	・消防職員委員会制度により、職員からの意見が聴取でき、審議可能となり、審議結果を消防長の施策として多種の課題が組織に反映できるが、現状は、団体としての意見ではなく、職員個人の意見提出となっていることは、今後の課題であると考ええる。
28	・職員の給与、勤務条件及び福利厚生に寄与している。 ・装備品及び機械器具の整備が図られている。
29	・消防職員から意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくなった。また、消防事務の円滑な運営の役割を果たしています。
30	・職員からの意見を可能な限り反映させていることにより、円滑な消防行政の運営に寄与している。
31	・職員の意見を聴取する場が設けられ、その意見が職員間で共有され、それらの意見が、将来、施策として反映されていくという役割がなされていると考えている。

32	・本市においては、平成8年10月に消防職員委員会制度が創設されて以降、毎年幅広い意見区分により、数多くの議題が提出され各委員が審議を行っているところであり、消防職員の勤務条件及び福利厚生、勤務遂行上必要な被服及び装飾品、消防の用に供する設備、機械器具その他の施設の意見区分について、制度創設以降日々改善をしているところである。 しかし、昨今の経済不況による財政難により、高額な予算措置を必要とする議題は先送りとなる傾向にあり課題もある。
33	・資機材や装備品等の意見を聞いている。
34	・消防職員の就労条件の改善。
35	・職員の意見を毎年幅広く求めており、意見が提出された場合は消防職員委員会で検討して適正に対応しているため、消防職員委員会組織で十分職員の意見は反映されている。
36	・消防組合として9年を経過しようとしているが、その間、約100件、職員からの意見提出について消防職員委員会で審議した。特に消防組合発足直後は、単独消防時代と執務環境等が異なり、職員にも戸惑いもあり、委員会に意見提出され、勤務条件や被服、署所の設備等、できることは改善してきていると報告を受けており、当消防本部の消防職員委員会制度は、比較的に同委員会の主旨に則り運営できているのではないかと思う。
37	・審議結果に基づく改善が積極的に実施されており、消防事務への職員の意見の反映に大きく寄与している。
38	・平成8年に消防職員委員会が設置されて以降、消防職員から出された意見に対して審議を重ねてきた結果、多くの意見が職場に反映され、職員の士気も高まり、職場の活性化につながっていると考える。また平成17年に意見取りまとめ者制度が発足したことにより、職員が意見取りまとめ者を經由して、自分の意見を提出できるようになったことから、若年層の職員であっても意見を提出しやすくなり、職員と消防職員委員会との風通しが、より良くなったと考える。
39	・年間を通じ、給与、勤務時間その他の勤務条件、及び福利厚生に関して、消防長に意見のある者は出せる環境にあるため。
40	・職員の意見が消防長に伝わり、消防長は職員委員会の意見を尊重して処置に努めることで意思疎通が図られていると考える。
41	・職員の処遇の改善等、一定の効果をあげており、職員の士気の高揚にもつながっていると思います。
42	・提出意見に対する近年の実施率から見て、本制度は有効に機能していると思われる。
43	・待遇改善、装備の整備。
44	・これまでに多くの事柄において審議し、業務改善、処遇改善等に反映しており、

	有功に機能していると認められます。
45	・消防職員から勤務条件、被服・装備品、消防の用に供する設備・機械器具等に関する意見を幅広く求め、これを反映しやすくすることにより職員間の意思の疎通を図り、必要に応じ予算要求や調整を行い実現化させ、職員の士気を高めることができる。
46	・職員の意見を言う場として、職場改善に役立っている。
47	・消防職員の処遇改善や安全管理面において、職員の意見を幅広く反映できていると思う。
48	・幅広い範囲の意見を聴取・審議でき、職員の意見を消防長が施策として反映している。
49	・年１回、消防職員委員会規則により開催しており、消防職員からの意見を聴取し要望を聞き予算要望等に反映している。今後も充実を図って行きたい。
50	・消防職員委員会により、消防本部ごとに実現した意見も多く、職員間の意思疎通も少なからず図られているものと思う。 なお、現行制度では、職員の意見は消防長に対して提出することになっているが、一部事務組合の場合、構成市町長の意思の反映にも配慮していく必要がある。
51	・消防職員委員会から提出される意見については、職場の環境整備といった観点からも重要なものであり、また、職員間の意思疎通や士気高揚などが図られ、災害対応能力の向上や組織力の強化につながり、消防事務の円滑な運営にあたって大きな役割を果たしている。
52	・職員の意見を聴取できる。 ・職員の意見を消防長が施策として反映できる。 ・幅広い範囲の意見を審議できる。
53	・現在のところ、消防職員からの提出され意見については十分に配慮しており、団結権に代わる機能を十分に果たしていると思われる。
54	・これまでも職員の意見を受けて委員会で審議し、職務遂行上必要な装備品に関して見直しをしてきたなどの経緯があり、労働安全衛生の面などで一定の成果は挙げている。
55	・消防職員から提出された意見を審議し、消防長に意見を述べるこの制度により、消防職員の士気が高まり、円滑な消防活動が行っている。
56	・職員の意見を消防長が施策として反映している。 ・幅広い範囲の意見を審議している。
57	・職員委員会は以下の理由により有効に機能していると思われる。 i. 職員団体によらずとも、これと同一機能を有し、安全安心を支える消防機関として国民に受け入れられる消防職員委員会制度である。 ii. 個々人の参画意思によらず、全ての職員参加による委員会であり公平性がある。

	る。 iii. 労使間の対立が顕在化せず、多様な意見が生かされる制度である。 iv. 806消防本部中99.8%の804本部で委員会が開催され、累計約7万件の審議がなされ、その41%、約3万件が”実施が適当”と消防長が判断するなど、既に大きな成果を上げている。 ・本市では、現行の職員委員会の意見を可能な限り反映し、仮眠室の個室化や女性職員の意見を生かした施設改修などを鋭意進めるなど有効に機能している。 また、このほかにも本市の人事制度では、職場の直属の上司が関与できない「自己申告制度」により自由な意見を述べることができ、この申告を勘案しながら人事異動を行なっている。 さらに近年、職員力を施策などに反映するために「職員提案制度」を充実させ、多様な意見・提案が当局及び市の幹部に届けられる制度を導入している。
58	・本市においては、平成8年の消防組織法改正以来、消防職員委員会は毎年開催されており、職員から積極的に意見が提出され審議が行われている。また、「実施が適当」とされた意見は着実に実現されてきている。
59	・本来の趣旨に基づき運営されている。
60	・これまで職員から多様な意見が提出され、機械器具の軽量化、車庫内の排煙、被服の支給、積載ホースや勤務交代時の服装の見直し、被服の点数制度、分煙室の設置などが実施されています。 このことから、消防職員委員会は、十分に機能し役割を果たしていると思われる。
61	・具体的な協議の場として有効と思われる。
62	・本市においては、当該制度創設以前より職員間の意思疎通を図ることを目的として、同様の制度を設置しており、現在においても職員の自由な意見を反映し、円滑な消防事務の運営に重要な役割を果たしていると考ええる。
63	・消防職員の勤務条件などについて定期的な話し合いをもって意志の疎通が計られている。
64	・消防本部と職員との対話状況が改善され、様々な案件が無視されることなく審議され、予算が絡む案件については時間を要するが、実施に至った案件も多々ある。 ・若い職員が意見を述べる機会があり、採用されることもある。
65	・職員の声が組織運営に積極的に反映されることとなる。 ・職場の風とおしがよくなる。 ・委員として参加する職員の人材育成にも寄与する。

問４－３ （問４－１で②と答えた場合）具体的にどのような点が課題だと思いますか。

1	・消防職員委員会における改善等の要望については、改善に必要な予算が少額であれば早急な改善も可能だが、全般的に多額の予算が必要となるものが多いことから、早急な改善は不可能との回答にならざるを得なく、そのためか年々意見が少なくなってきた。
2	・消防職員はもとより、公務員は国民・県民・市民のために公人として自覚を持って仕事をする。
3	・当該制度は、職員から提出された意見を消防職員委員会の委員のみにより審議されており、意見が十分に反映されない場合があります。 当該職員が意見の補足説明や代替案の提案等を行うことができる機会その他の公平性・透明性を確保できる仕組みがあれば、消防事務のより一層の円滑な運営に資することができると思います。
4	・消防職員委員会は、一般の消防職員と消防管理職員の双方各半数で構成しており、一年に１回の開催で、審議内容も含めて実質上形骸化している。むしろ本市においては問２－３で答えた「協議会」が実質的な論議の場となっている。 当委員会を消防組織法において存続させるのであれば、消防職員委員会そのもののあり方、位置づけ、権限等、また協議会等の任意組織設置規制等を厳格に規定すべきと考える。
5	・委員会とは別に職員協議会が設立されていて、委員会の機能が弱体化している。

5. その他について

問5 その他、ご意見、ご提言等がありましたら、ご自由にご記載ください。

1	・ 団結権が付与されることにより、職場改善のための交渉が可能となることは、消防活動の安全性が向上することにつながり、そのことが地域住民の安全・安心に大きく貢献することになるので、是非実現していただきたいと思います。
2	・ 地方財政が逼迫している中であって、消防力の強化や職員の処遇改善を実施するためには、団結権を付与することでは解決できるものではないと考える。 地方の消防費における標準団体あたりの地方交付税の算定額については、年々微増しておりますが、住民の消防需要に必ずしも合致していない現状であり、地方の消防力の強化を検討するためには消防費基準財政需要額を増やすことが必要である。
3	・ 地方公務員法第52条第5項の規定を根拠に、団結権付与の必要性はないと認識しているが、地域住民に与える影響を十分検証しながら、今後、慎重かつ十分な討議をしていく必要があると思われる。
4	・ 制度化に当たっての要望 消防職員は警察職員と同様に、住民に密接して市民の生命や財産をまもる職責を背負っており、仮に団結権が付与される場合には、国民目線に立って市民に不安を与えることがないように制度の十分な説明が不可欠と考えます。
5	・ 消防職員への団結権の付与については、諸外国の例やILOの勧告からも前向きに考えるべきだが、国民の生命と財産を守るため身の危険を顧みず職務を遂行するという職責上、その部隊活動においては迅速な行動が求められることから、団結権を付与することで部隊活動に支障をきたすことのないよう、十分な検討が必要である。
6	・ 大きな消防本部と小さな消防本部、又地域差があり、全国的に現場の声を聞く必要がある。
7	・ 警察と消防は任務・使命が同様であり、地域社会の安定に寄与するのが根本である。 一般の公務員に認められているものは、消防に認めても良いと思う。 消防職員に団結権を付与する場合には、災害活動の指揮命令系統の確保に支障が生じないことや消防職員委員会との整合を図る必要がある。
8	・ 消防職員は皆、消防職員を志した初心として、「全体の奉仕者たる公務員として、我が身を挺して住民の生命、身体、財産を守るために働きたい」という気概を持っているはずである。 消防に対する住民の期待は、「災害があったらまず119番」という、困ったと

	きに助けに来てくれる住民に最も身近で信頼できる存在、ということだと思う。 このような期待の中、十分な活動ができない状況を招く恐れがあるということは、組織運営の改善・向上をいくら唱えても、肝心の「住民の信頼」を損ねてしまいかねない考える。 「第1回消防職員の団結権のあり方に関する検討会」での配付資料「消防職員の団結権に関するこれまでの経緯」8ページ、「Ⅲ消防職員の団結権に関するこれまでの政府の考え方（その2）」に同感であり、団結権の付与については検討課題が多いと思う。
9	・昭和48年3月にILOより「消防職員に団結権が認められるよう適当な措置をとることを希望する」という意見が示されて以降、繰り返し消防職員への団結権付与を勧告されている中、日本はILO加盟国で唯一、消防職員の団結権を認めない国である状況をかんがみ、早期に検討・解決を図る必要があると考えます。
10	・消防職員が団結権の付与に対してどの程度認識して、希望等しているのか検証すべきである。 ・団結権については、消防行政の充実強化という観点で、さらに有効なものになるのか、或いはその半面消防行政の停滞を招く事になるのか、慎重な検討が必要。 ・消防活動は、火災や救急、救助業務の現場活動だけでなく、予防業務、指令業務、総務業務もある。また、団結権の付与に当たっては、労使間の不公平、不平等の問題もある。消防機関だけでなく、さらに、市民サービスの向上となるのか、検討が必要。
11	・消防職員の団結権問題は、永年に渡りILO勧告と政府との見解の相違等を踏まえ、消防組織法が改正され、平成8年10月消防職員委員会制度が創設されたことで、ある一定の理解が得られたとみていた。 自治体消防の根幹を揺るがす大きな問題であり、今秋に結論付けされるように聞くが、住民サービスの低下を招かない結果を期待する。
12	・ILOは、平成18年3月に消防職員委員会について「制度の改善を興味をもって歓迎する」旨の中間報告をしていることから、今は「団結権」についての議論に限定せず、平成8年より育んできた消防職員委員会の制度をより改善し、発展させていくべきではないか。現在、消防職員委員会は各消防本部のみの運営で完結しているが、これを都道府県さらには全国的な組織とし、提出された意見の内容、意見数等によって、審議するステージを上げていけばよいのではないか。例えば、A消防本部固有の問題に対する意見であれば、A消防本部の職員委員会で審議し、B県の気候条件等に限られたことであればB県で審議する。さらに全国の消防職員に共通する事柄や、法改正、国の財政的措置が必要な意見は全国的な組織で審議するようにすれば、より良い制度になっていくのではないか。
13	・海外では消防職員の団結権や団体交渉権だけでなく争議権を認める国もあるな

	ど基本権保障が主流になっているが、日本の消防は、長年、前政権下でその業務内容や歴史的沿革、運営状況から警察の一部として、ILO 第 87 号条約第 9 条の「警察」に含まれるものと解されてきた。政権交代を期に消防職員の団結権付与の動きが見られるが、日本と諸外国との相違点を明らかにした上で、国民的な理解が必要不可欠であり、また、十分に議論を尽くすべき問題であるとする。少なくとも拙速な制度変更により、現場の指揮命令系統が混乱したり、規律確保に対する不安などから職員自身が安心して職務に専念することができないようなことがあってはならない。
14	・ 現行の常備消防職員を含む地方自治体職員の処遇は、国の人勤制度に準じた対応がとられており、今後、人勤制度の取扱い、また地方自治体職員との関係がどのようなになるか、先行きが不明な段階で団結権の問題だけ取り上げて議論するのは適当でない。
15	・ 本市における常備消防は、一部事務組合による共同処理（広域消防）を行っており、団結権が付与された場合の当局（構成市町）の位置付けを明確にしておく必要がある。
16	・ 自衛官と同じように特別職の公務員として、身分保障すべきである。
17	・ 強固なチームプレーを阻害する 消防職員の個々人が多様な意見を持つことは組織運営にとって望ましく、その意味では現行の消防職員委員会がその機能を十分に果たしている。 しかしながら、地方公務員法に基づく”交渉”の過程で軋轢が生まれれば、例えば、ノズルを持つ隊員に消防車から高圧で送水を開始する時の反動による事故防止や、救助のため火災家屋への進入時、安全確保のため後方から放水支援をする時など、強固なチームプレーが必要であるにもかかわらず、平時から隊員間や上下階級間の対立が生じ、意識の統一を図りにくくなるのではないかと懸念される。 ・ 過度な勧誘が人間関係に影響する 職員団体への参加は自由であり、参加を希望しない職員への過度な勧誘行為が懸念され、団結権付与自体が職員間の人間関係や小隊や中隊内の連携を阻害することを危惧する。
18	・ 団結権は不要と解す。
19	・ 職員の団結権の問題については、公務員の中でも（治安職の中でも）とりわけ特殊性、専門性が高い消防業務の実態が十分に理解された上で、行っていただくとともに、市民サービスの低下の要因とならないよう、慎重な検討判断をお願いしたい。